中医協
 総一
 9

 4 . 4 . 1
 3

歯科用貴金属価格の緊急改定について

歯科用貴金属の随時改定の方法の見直し

▶ 歯科用貴金属の基準材料価格について、素材価格の変動状況を踏まえ、変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定を行うなどの見直しを行う。

改定前 現在の告示価格に対して平均素材価格が一定以上変動した 場合に改定 現在の告示価格に対して 現在の告示価格に対して ±5%を超えた場合に ±15%を超えた場合に 告示価格を改定 告示価格を改定 Δ ± α% 前回改定以降の 素材価格の平均値 前回改定以降の 素材価格の平均値 現在の告示価格 素材価格の平均値 製造流通コスト等 製造流通コスト等 製造流通コスト等 随時改定I 随時改定Ⅱ

▶ 前回改定以降、改定3カ月前までの平均素材価格を使用

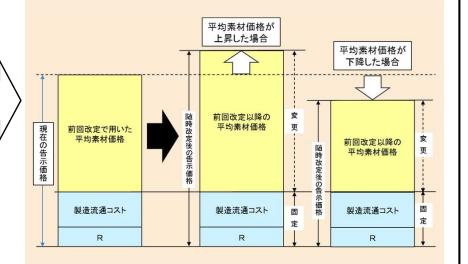
4月、10月に実施

(診療報酬改定を除く)

7月、1月に実施

改定後

変動幅に関わらず、平均素材価格に応じて年4回(4月、7月、10月、1月)に改定



前回改定以降、改定2カ月前までの平均素材価格を使用

歯科用貴金属の告示価格の推移

	品 名	告示価格(円)									
		R2年4月 診療報酬 改定	R2年7月 随時改定 Ⅱ	R 2 年10月 随時改定 I	R3年1月 随時改定 II	R3年4月 随時改定 I	R3年7月 随時改定 II	R3年10月 随時改定 I	R4年1月 随時改定 II	R4年4月 診療報酬 改定	
2	歯科鋳造用14カラット金合金 インレ-用 (JIS適合品)	4,374		4,766		5,204				5,607	
3	歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用 (JIS適合品)	4,658		5,050		5,488				5,590	
4	歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	5,030		5,422		5,860				5,740	
5	歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	4,590		4,982		5,420				5,567	
6	歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金12%以上JIS適合品)	2,083	2,662	2,450		2,668		2,951		3,149	
10	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上JIS適合品)	2,765 3,227							3,706		
11	歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満川S適合品)	123					30	145		143	
12	歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	151 163							176		
13	歯科用銀ろう (JIS適合品)	255								261	

歯科用金銀パラジウム合金の告示価格と平均素材価格の推移(月別)

〇 歯科用貴金属材料価格のうち、特にパラジウムの素材価格は、ウクライナ情勢下で急騰が みられる。

歯科用貴金属素材価格の変動推移



歯科用貴金属の基準材料価格の緊急的な対応についての課題及び論点

(歯科用貴金属の材料価格)

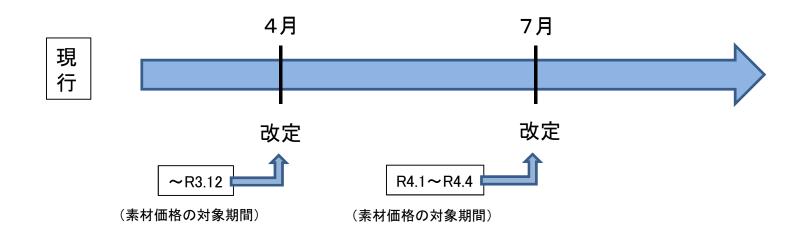
○ 歯科用貴金属材料のうち、特にパラジウムの素材価格は、ウクライナ情勢下で急騰がみられる。



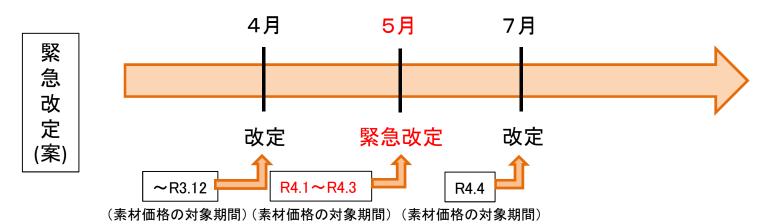
【論点】

- 歯科用貴金属材料の価格については、令和4年度診療報酬改定における新たな随時改定の方法により、次回は令和4年7月に行うこととしているが、最近のウクライナ情勢という想定されていなかった特殊事情により歯科用貴金属の素材価格が急騰していることに鑑み、次の随時改定を待たずに特例的に緊急改定を行うこととしてはどうか。
- 具体的には、 令和4年1月-3月の平均素材価格を用いて算出した告示価格として、5月に緊急改定を 行うこととしてはどうか。

歯科用貴金属価格の緊急改定(案)について



(5月実施の場合)



緊急改定を行う場合の歯科用貴金属の告示価格(案)

	告示価格(円)			X及	告示価格案 (円)	
	①R3年4月 随時改定 I	②R3年10月 随時改定 I	③R4年4月 診療報酬改定	④Xの期間 Xの平均値(円)	⑤Yの期間 Yの平均値(円)	⑥R4年5月 緊急改定
2 歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用(JIS適合品)	5,204	5,204	5,607	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年1月~ 令和3年12月	6,019
				4,100.2	3,726.0	
3 歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	5,488	5,488	5,590	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年1月~ 令和3年12月	6,002
				4,100.2	3,726.0	
4 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	5,860	5,860	5,740	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年1月~ 令和3年12月	6,152
				4,100.2	3,726.0	
5 歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	5,420	5,420	5,567	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年1月~ 令和3年12月	5,979
				4,100.2	3,726.0	
6 歯科鋳造用金銀パラジウム合金(金12%以上JIS適合品)	2,668	2,951	3,149	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年7月~ 令和3年12月	3,413
				2,651.7	2,411.6	
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上JIS適合品)	3,227	3,227	3,706	令和4年1月~ 令和4年3月	令和2年4月~ 令和3年12月	3,952
				2,410.5	2,186.9	
11 歯科鋳造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品)	130	145	143	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年7月~ 令和3年12月	145
				55.2	53.1	
12 歯科鋳造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	151	163	176	令和4年1月~ 令和4年3月	令和3年7月~ 令和3年12月	178
				55.2	53.1	
13 歯科用銀ろう(JIS適合品)	255	255	261	令和4年1月~ 令和4年3月	令和2年1月~ 令和3年12月	265
				32.2	28.7	

※1「告示価格案(円)」は、以下の算式により算出される。

{当該機能区分に係る随時改定時前の基準材料価格} + 補正幅 × 1.1

補正幅 = X-Y

X=当該機能区分の基準材料価格の前回改定以降の平均素材価格 Y=当該機能区分の前回改定で用いた平均素材価格

- ※2 各項目は1g当たりの価格
- ※3 1、7、8、9、14、15は削除済みの項目
- ※4 随時改定 I:平成22年4月より令和3年10月まで、変動率が±5%を超えた場合、診療報酬改定時以外に4月、10月に告示価格の改正を実施